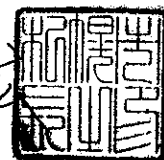


札幌市健康づくりセンター条例附則第2項に規定する市長が別に定める日を定める規則を次のように制定する。

令和7年2月26日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第4号

札幌市健康づくりセンター条例附則第2項に規定する市長が別に定める日を定める規則

札幌市健康づくりセンター条例（昭和62年条例第4号）附則第2項に規定する市長が別に定める日は、令和7年4月30日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。